

第 5 次名護市総合計画後期基本計画及び第 3 期名護市まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン総合戦略策定業務委託

業務仕様書

第 1 章 総則

(業務名)

第 1 条 業務名は「第 5 次名護市総合計画後期基本計画及び第 3 期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定業務委託」とする。

(本仕様書の位置づけ)

第 2 条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「第 5 次名護市総合計画後期基本計画及び第 3 期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な基本的内容や留意事項を示したものである。したがって、業務委託契約締結に当たっては、プロポーザルにおける提案内容を踏まえて変更する場合がある。

(履行期間)

第 3 条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(業務の目的)

第 4 条 本業務は、現行の第 5 次名護市総合計画前期基本計画（以下「現総合計画」という。）の計画期間が令和 7 年度で終了することに伴い、令和 8 年度を初年度とする第 5 次名護市総合計画後期基本計画（以下「次期総合計画」という。）の策定を目的とする。あわせて、第 2 期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（以下「現総合戦略」という。）の計画期間が令和 7 年度で終了することから、本市の人口の現状と将来展望を示す将来人口推計を見直すとともに、これまでの施策の効果・検証を行いながらデジタル行財政改革の動きを考慮し、将来にわたって活力ある地域を維持していくために、令和 8 年度を初年度とする第 3 期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）の策定を目的とする。

名護市では、現総合戦略は現総合計画を網羅的に反映した市の総合的な振興・発展を目指す施策体系としており、今回の策定において次期総合計画と次期総合戦略を連結させ、まちづくりを総合的・包括的に推進する最上位計画として整理する。

(法令等の順守)

第 5 条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

(1) 契約書

- (2) 名護市の条例、規則等
- (3) その他関係法令及び各種手引きや Q&A 等

(書類の提出)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、管理技術者及び担当技術者通知書
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第 7 条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(事業計画)

第 8 条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第 9 条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(乙の責務)

第 10 条 乙は、本業務を履行するに当たり、第 4 条の業務目的及び次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。なお、調査に当たっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地域住民や権利者等から業務に関して異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取るとともに十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (5) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 11 条 本業務は概ね次のとおりとするが、甲と乙の協議により業務内容を決定する。

(1) 次期総合計画策定支援（実施：令和 6 年度）

現総合計画における基本構想を引き継ぎ、本計画の特徴でもあるダイアグラム（関係図）を踏襲した上で、基礎調査及び市民アンケート等の各種調査分析結果を踏まえ、市民の誰もが共有でき、分かりやすい次期総合計画策定のための支援を行うこと。次期総合計画の計画期間は令和 8 年度～令和 11 年度の 4 年間とする。

- ① 現総合計画の検証及び分析
- ② 市を取り巻く環境及び現況の調査・分析
- ③ 第 6 次名護市総合計画の策定に向けて、モデルとなる先進事例の調査・分析
- ④ 市民アンケート調査の実施

ア アンケート調査票の設問設定及び調査方法の提案

次期計画及び次期戦略の策定で必要となる情報の現況が把握できる内容とすること。なお、対象者は、統計的に名護市の人口規模における調査の有効性を確保できる数無作為に抽出する。抽出作業及び宛名シールの作成は、名護市にて行う。また、紙媒体による調査を補完するものとして、その他効果的な調査方法の提案を行うこと。

イ アンケート調査票の印刷及び送付、返信用封筒の作成

ウ 調査票及び返信用封筒の封入封函、送信用封筒への宛名シール貼り付け、発送

エ アンケート調査票の回収、アンケート調査票及び調査結果の分析

オ 調査結果報告書の作成

(2) 現総合戦略の効果検証（実施：令和 6 年度）

現総合戦略の効果検証を行い、次期総合戦略の基礎資料とする。

(3) 人口ビジョンの策定に係る再調査及び分析

① 人口の現状分析（実施：令和 6 年度）

ア 人口の動向分析

イ 将来人口の推計と分析

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

② 人口の将来展望（実施：令和 7 年度）

ア 将来展望に必要な調査・分析

イ 目指すべき将来の方向

ウ 人口の将来展望

(4) 次期総合戦略策定支援

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や「沖縄 21 世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略）」、本市のまちづくりの方向性等を踏まえ、次期総合戦略の策定に向けた手法の提案及び運営等を支援する。次期総合戦略の計画期間は令和 8 年度～令和 11 年度の 4 年間とする。

① 現状と課題の整理（実施：令和 6 年度）

ア 人口動態等の分析結果や現総合計画及び関連計画等における現状と課題を整理し、人口ビジョンを踏まえた課題の抽出

- イ 現総合計画及び関連計画等における、上記の課題を解決するための施策、目標年次、数値目標等の整理
- ② 地域ビジョン・基本目標・基本的方向の設定、具体的な施策の検討支援（実施：令和7年度）
- ア 国等における調査や分析データ等を参考に、本市の地域特性の整理
- イ 本市が設定する地域ビジョン及び基本目標・KPI等に関する助言や先進事例等の情報提供
- ウ SDGsの視点を踏まえ基本目標・基本的方向を設定する。また、各施策の検討にあたっては、総合計画とSDGsの紐づけを行う。
- エ DX推進やスマートシティ等のデジタル技術の活用における施策の整理
- ③ 関係機関・団体（55区含む）等へのヒアリング（実施：令和6年度）
次期総合戦略の策定にあたり、関係団体・団体（55区含む）等へヒアリングを行い、現状把握を行うとともに、課題を明確化する。効率的かつ効果的に行える手法の提案を行うこと。
- ④ 庁内関係課へのヒアリング（実施：令和7年度）
庁内関係課へヒアリングを行い、現総合戦略の進捗、課題等を聞き取り次期総合戦略へ反映する。
- ⑤ 住民参画に関する運営支援（実施：令和6年度）
住民の関心を高めつつ、多様な主体の参画により広く意見を取り入れるため、策定過程において「若者向け」「女性むけ」のワークショップを開催する（想定回数各1回程度）。住民参画の推進を効率的かつ効果的に行える手法の提案及び運営を行うこと。なお、開催にあたっては、多様な主体・世代が参加しやすい環境を整えること。
- (5) 各種会議の運営支援（会議の開催数は、進捗に応じて甲と乙とで協議する。）（実施：令和7年度）
- ① 名護市総合計画審議会の運営支援
会議開催は3回程度。会議への同席、説明等の支援、配布資料、会議録の作成。
- ② 名護市総合戦略推進会議の運営支援
会議開催は4回程度。会議への同席、説明等の支援、配布資料、会議録の作成。
- ③ 庁内における策定委員会（5回程度）及び作業部会（5回程度）の会議への出席・説明、会議資料・会議録等の作成等の運営支援等を行う。
- (6) パブリックコメントの実施支援（実施：令和7年度）
公表資料等の作成、住民等からの意見の整理・回答案の作成支援等
- (7) 次期総合計画及び次期総合戦略のとりまとめ（実施：令和7年度）
委託業務の実施結果及び甲の策定する次期総合計画及び次期総合戦略については、住民に分かりやすい計画書となるよう、図表・写真等盛り込んだ原稿を作成する。

第3章 成果品

(納入成果品)

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 次期総合計画 100部
- (2) 次期総合戦略 100部
- (3) 業務完了報告書 2部
- (4) 上記成果物に係る電子媒体
- (5) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (6) 打合せ記録簿
- (7) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (8) 令和6年度業務報告書 2部
- (9) その他甲が支持する資料等

(納品方法)

第13条 前条の成果品は、契約期間内に名護市企画部に納品すること。ただし、前条第8号については、令和7年3月末日までに納品するものとする。

第4章 その他

(その他留意事項)

第14条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 本業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
乙は、本業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、甲は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、乙の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議の上、その指示に従い業務を進めること。